

## 中国最新法令 < 速報 >

※月 2 回発行

2023 年 8 月 25 日号 (No.404)

### I. 注目法令等の紹介

1. 「刑法改正（十二）（草案 意見募集稿）」
2. 「上場会社独立董事管理規則」
3. 「重慶市反スパイ業務条例」
4. 「個人情報保護合規性監査管理規則（意見募集稿）」

森・濱田松本法律事務所  
中国プラクティスグループ  
<https://www.mhmjapan.com/>  
本号編集責任者：江口 拓哉

### II. その他の法令等一覧

### I. 注目法令等の紹介

#### 1. 「刑法改正（十二）（草案 意見募集稿）」<sup>1</sup>

全国人民代表大会常務委員会 2023 年 7 月 26 日公表、意見募集期限 2023 年 8 月 24 日

執筆担当：高 玉婷、新井 雄也、五十嵐 充

刑法改正（十二）（草案 意見募集稿<sup>2</sup>）（以下「本意見募集稿」という。）は、非国有企業の職員が私利を図る行為及び贈収賄に関する刑法の 7 つの規定の改正案を内容とするものである。

現行刑法では、同類営業不法経営罪（刑法 165 条）、親族・友人のための不法営利罪（同法 166 条）、私利目的による国有資産低価格株式換算、売却罪（同法 169 条）について、国有企業の職員のみを対象としているが、これを非国有企業の職員にも適用する規定を新たに追加している（1 - 3 条）。

また、単位<sup>3</sup>収賄罪（刑法 387 条 1 項）、単位に対する贈賄罪（刑法 391 条 1 項）及び単位贈賄罪（刑法 393 条）に対する刑罰が強化されている（4、6、7 条）。

さらに、贈賄罪（刑法 390 条）において、数回にわたり贈賄、国の職員に対する贈賄、国の重要任務、重点業務、重大プロジェクトにおける贈賄等の刑罰の加重事由（6 類型）が新設されている（5 条）。

本意見募集稿では、贈収賄に関する刑罰強化、非国有企業の職員の刑事責任に対する処罰範囲の拡大が検討されており、今後の動向は注目に値する。

（全 8 条）

<sup>1</sup> 原文「刑法修正案（十二）（草案）征求意见稿」

<sup>2</sup> 本意見募集稿の内容は今後修正される可能性があり、また、正式に制定されるまでは法的拘束力を有しないことに留意されたい。

<sup>3</sup> 国家機関、国有の会社、企業、事業単位、人民団体を指す。

## 中国最新法令〈速報〉

2. 「上場会社独立董事管理規則」<sup>4</sup>

中国証券監督管理委員会 2023年8月1日公布、2023年9月4日施行

執筆担当：吉 佳宜、水本 真矢

近時、中国において、上場会社の法令違反や証券虚偽陳述<sup>5</sup>により独立董事<sup>6</sup>が行政処分を受けたり、民事責任を負う<sup>7</sup>ケースが出ており、かかる状況を受け、国務院が2023年4月に「上場会社独立董事制度改革に関する意見」<sup>8</sup>を公布し、同日、中国証券監督管理委員会も本規則の意見募集稿を公表していたが、2023年8月1日に本規則が正式に公布された。

本規則では、独立董事の独立性等の要件がより厳格化された。例えば、独立董事を務めてはならない者<sup>9</sup>について、新たに①上場会社の支配株主・実質的支配者が所属する企業に在職している者及びその配偶者・父母・子、②上場会社及びその支配株主・実質的支配者又はそれらの所属企業との間で重大な業務取引<sup>10</sup>がある者並びに重大な業務取引がある者の支配株主・実質的支配者に在職する者、③上場会社及びその支配株主・実質的支配者又はそれらの所属企業に対する証券保証推薦サービス（上場時の推薦証券の業務等）の提供者<sup>11</sup>を追加した（6条1項4号～6号）。また、独立董事を兼任することが可能な上場会社の数をこれまでの最大5社から最大3社に縮小した（8条）。

なお、本規則には、施行日から1年間の経過措置が設けられている。本規則の施行により、上場会社独立董事規則は廃止される。

<sup>4</sup> 原文「上市公司独立董事管理办法」。

<sup>5</sup> 「民事事件分類規定」（最高人民法院 2020年12月29日公布、2021年1月1日施行）上の民事事件分類の一つで、日本における開示書類の虚偽記載に相当。

<sup>6</sup> 上場会社は独立董事の設置が必須とされており（会社法122条）、これを受けて、これまで上場会社独立董事規則（原文「上市公司独立董事規則」、2022年1月5日施行）で董事の3分の1以上が独立董事でなければならない旨や独立董事の資格が規定されていた。上場会社独立董事規則は本規則の施行により、2023年9月4日付で廃止される。

<sup>7</sup> 康美薬業の証券虚偽陳述責任紛争では、広州市中級人民法院が、財務不正が長期にわたり多くの会計科目に関して行われており、金額も大きかったことから、虚偽記載のあった開示書類を審議した董事会で賛成票を投じた独立董事は勤勉義務を果たしておらず、重大な過失があるなどとして、康美薬業の独立董事3名に対して康美薬業の債務（証券投資者の損失約24.59億人民元）の10%について、他の独立董事2名に対して同債務の5%について連帯弁済責任を負うよう命じた。

<sup>8</sup> 原文「关于上市公司独立董事制度改革的意见」。同意見では、独立董事の職責や役割の明確化、職務履行方法の最適化、就任管理の強化、選任制度の完備、業務遂行の保護及び監督管理の体制等の構築等を主要な課題として挙げている。

<sup>9</sup> これまで上場会社独立董事規則では、①上場会社又はその所属企業に在職している者及びその直系親族、主な親戚（直系親族とは、配偶者、父母、子等を含み、主な親戚とは、兄弟姉妹、配偶者の父母、子の配偶者、兄弟姉妹の配偶者、配偶者の兄弟姉妹等を含む）、②上場会社の発行済株式の1%以上を直接もしくは間接的に保有し、又は上場会社の上位10名の株主に含まれる自然人株主及びその直系親族、③上場会社の発行済株式の5%以上を直接もしくは間接的に保有する株主単位又は上場会社の上位5名の株主単位に在職する者及びその直系親族、④直近1年間に前3号に掲げる事由のあった者、⑤上場会社又はその所属企業のために財務、法律、相談等のサービスを提供する者、⑥法律、行政法規、部門規則等に定めるその他の者、⑦会社定款に定めるその他の者、⑧中国証券監督管理委員会（以下「中国証券監会」という。）が認定するその他の者について、独立董事への就任を禁止していた（7条）。

<sup>10</sup> 重大な業務取引の定義や基準は示されておらず、今後の実務動向に注視が必要である。

<sup>11</sup> 証券保証推薦サービスの提供者以外に、財務・法律・コンサルタント等のサービス提供者も独立董事への就任が禁止されるが、ここで言うサービス提供者には、サービスを提供するプロジェクトチームのメンバー全員、決裁責任者、報告書に署名する者、パートナー、董事、高級管理職及び主要責任が含まれる。

## 中国最新法令〈速報〉

(全 48 条)

**3. 「重慶市反スパイ業務条例」<sup>12</sup>****重慶市人民代表大会常務委員会 2023 年 7 月 27 日公布、同年 9 月 1 日施行****執筆担当：柴 巍、森 琢真、井村 俊介**

2021 年 4 月 26 日に国家安全部により「反スパイ安全防止業務規定」が公布され、2023 年 4 月に「反スパイ法」<sup>13</sup>が改正されたことに加え、各地方も反スパイ業務関連の地方法令を制定するなど、近年、反スパイ業務が当局により重要視されている。「重慶市反スパイ業務条例」は、重慶市人民代表大会常務委員会が制定した反スパイ業務の地方法令であり、「反スパイ法」及び国家安全部の「反スパイ安全防止業務規定」の内容を踏襲しつつ、反スパイ安全防止に関する重慶市の各当局の宣伝教育義務(6条)、スパイ行為発見の場合の通報義務(7条)及び通報の方法(8条)、重要情報インフラ運営者の安全管理機構設置義務及び関連責任者の背景調査義務(15条)等を規定している。特に、「反スパイ法」25条の規定内容として、国家安全機関の職員が、法により反スパイ業務を執行する際、市級以上の国家安全機関の責任者の承認を経た上で、業務証明書を提示することにより、関係する個人及び組織の電子設備、施設、関連プログラム及びツールを検査確認することができる点は、「重慶市反スパイ業務条例」においても再度強調されている(20条1項)。さらに、個人及び組織(会社等を含む)は、国家安全機関による反スパイ業務の展開に協力し、事実どおりに反スパイ業務に関連する文書、データ、資料、物品を提供し、技術支援、実物調査確認等の便宜を提供しなければならないとされている(23条1項)。

(全 29 条)

**4. 「個人情報保護合規性監査管理規則(意見募集稿)」<sup>14</sup>****国家インターネット情報弁公室 2023 年 8 月 3 日公表、意見募集期限 2023 年 9 月 2 日****執筆担当：呉 馳、塩崎 耕平、鈴木 幹太**

「個人情報保護合規性監査管理規則(意見募集稿)」(以下「本意見募集稿」という。)は、個人情報保護法に定める個人情報取扱者に対する合規性監査(以下「個人情報コンプライアンス監査」という。)に関する要求事項を詳細化するものであり、個人情報コンプライアンス監査の適用条件、実施頻度、手続、監査を実施する機構の仕様等について規定している。

個人情報コンプライアンス監査には、個人情報の取扱における法令遵守状況について

<sup>12</sup> 原文「重慶市反间谍工作条例」

<sup>13</sup> [本ニュースレターNo.398\(2023年5月12日発行\)](#)をご参照。

<sup>14</sup> 原文「个人信息保护合规审计管理办法(征求意见稿)」

## 中国最新法令 &lt; 速報 &gt;

て、自ら定期的に行う自己定期監査と、当局から求められて専門機構に委託して実施する当局要求による監査の二種類があり、それぞれの概要は、下表のとおりである。

	自己定期監査	当局要求による監査
根拠法令	個人情報保護法 54 条 <sup>15</sup>	個人情報保護法 64 条 1 項 <sup>16</sup>
適用場面	個人情報の取扱における法令遵守状況について、自ら定期的に行う場合（2 条）	専門機構に委託して個人情報コンプライアンス監査を行うよう当局に求められる場合（2 条）
実施頻度	100 万人超の個人情報を取り扱う者は、少なくとも年に 1 回 その他の個人情報取扱者は、少なくとも 2 年に 1 回（4 条）	当局の要求があれば実施
監査主体	自社の社内組織、又は外部専門機構への委託（5 条）	外部専門機構への委託（7 条）
監査期間	N/A （要求なし）	90 営業日以内（当局の許可を得て延長可） （9 条）
報告・是正	N/A （要求なし）	監査報告を当局に報告（10 条） 是正意見に従い是正した後、是正状況を当局に報告（11 条）

なお、個人情報コンプライアンス監査を実施する際のガイドラインとして、「個人情報保護に関する合规性監査の参考要点」が、別紙の形で本意見募集稿に添付されている。当該ガイドラインは、個人情報コンプライアンス監査を実施する際にどのような事項について監査するののかということの場合ごとに詳細に列挙している。挙げられている各場合は、例えば、越境移転の場合、自動意思決定を使用している場合、監視カメラによる顔認証を行っている場合、14 歳未満の個人情報を扱う場合、ネットワークプラットフォーム事業者である場合等、実務的に重要なものであり、実際の監査及び個人情報取扱者に該当する中国現法の個人情報保護法の順守状況をチェックする際に参考になるものと思われる。

個人情報保護法の施行後、個人情報コンプライアンス監査は同法で実施が要求されているものの、下位法令が整備されていなかったため、実務上どこまでの対応が必要か、必ずしも明確ではなかった。今後、本意見募集稿の内容が正式に制定された場合には、個人情報取扱者が自ら又は外部専門機構により個人情報コンプライアンス監査を実施する際に、参照すべき重要な指針となると考えられる。

（全 16 条）

<sup>15</sup> 個人情報取扱者は、その個人情報の取扱における法律、行政法規遵守状況について定期的に合规性監査を行わなければならない。

<sup>16</sup> 個人情報保護職責履行部門は、職責履行中に、個人情報取扱行為に比較的大きなリスクが存在すること又は個人情報の安全に関する事象が発生したことを発見した場合、定められた権限及び手続に従い、当該個人情報取扱者の法定代表者もしくは主要責任者と面談を行い、又は個人情報取扱者に対し、専門機構に委託してその個人情報取扱行為について合规性監査を行うよう求めることができる。

## 中国最新法令 &lt; 速報 &gt;

## II. その他の法令等一覧

2023年7月24日から2023年8月7日までの期間に公布された主な法令等の一覧は以下のとおりである（上記にて取り扱った法令等を除く。）。

1. 「モバイルインターネット未成年者モデル構築指針（意見募集稿）」  
（原文：国家互联网信息办公室关于《移动互联网未成年人模式建设指南（征求意见稿）》公开征求意见的通知）  
（国家インターネット情報弁公室、2023年8月2日公布、意見募集期限2023年9月2日）
2. 「先物市場建玉管理暫定規定」  
（原文：期货市场持仓管理暂行规定）  
（証監会、2023年7月31日公布、同日施行）
3. 「銀行保険機構オペレーショナルリスク管理規則（意見募集稿）」  
（原文：国家金融监督管理总局关于《非银行金融机构行政许可事项实施办法（征求意见稿）》公开征求意见的公告）  
（国家金融監督管理総局、2023年7月28日公布、意見募集期限2023年8月31日）
4. 「銀行保険機構刑事事件発展リスク防止制御管理規則（意見募集稿）」  
（原文：国家金融监督管理总局关于《银行保险机构涉刑案件风险防控管理办法（征求意见稿）》公开征求意见的公告）  
（国家金融監督管理総局、2023年8月4日公布、意見募集期限2023年9月8日）
5. 「非銀行金融機関行政許可事項実施規則（意見募集稿）」  
（原文：国家金融监督管理总局关于《非银行金融机构行政许可事项实施办法（征求意见稿）》公开征求意见的公告）  
（国家金融監督管理総局、2023年7月21日公布、意見募集期限2023年8月21日）
6. 「生産安全事故過料処罰規定（改正意見募集稿）」  
（原文：应急管理部关于公开征求《生产安全事故罚款处罚规定（修改征求意见稿）》意见的通知）  
（緊急対応管理部、2023年7月24日公布、意見募集期限2023年8月23日）
7. 「訴訟前調解における鑑定委託業務に関する規程（試行）」  
（原文：关于诉前调解中委托鉴定工作规程（试行））  
（最高人民法院、2023年7月26日公布、2023年8月1日施行）
8. 「政府債券登録保管受託決済管理規則」  
（原文：政府债券登记托管结算管理办法）  
（財政部、2023年8月4日公布、同日施行）



## 中国最新法令 < 速報 >

### セミナー情報

- セミナー 『中国の反スパイ法について』  
開催日時 2023年8月28日(月) 10:00~12:00  
講師 康石  
主催 株式会社金融財務研究会
  
- セミナー 『【追加開催】中国の反スパイ法について』  
開催日時 2023年8月30日(水) 10:00~12:00  
講師 康石  
主催 株式会社金融財務研究会

### 文献情報

- 論文 「中国最新法律事情(275)中国「対外関係法」について」  
掲載誌 国際商事法務 Vol.51, No.8  
著者 鈴木 幹太、森 康明、沈 暘(共著)

#### 中国プラクティスグループ

石本茂彦、江口拓哉、小野寺良文、康石、森規光、原潔  
鈴木幹太、五十嵐充、井村俊介、青山慎一、富永裕貴、水本真矢、福島翔平、岩佐勇希、  
木内遼、塩崎耕平、紫垣遼介、本嶋孔太郎、加瀬由美子、佐藤万里、重富賢人、橋本祐弥、  
福澤寛人、渡邊泰尚、朝倉利哉、新井雄也、上村莉愛、金載中、児玉祐基、森琢真  
吉佳宜、崔俊、張超、胡勤芳、高玉婷、柴巍、戴樂天、吳馳、張雪駿、沈暘、李昕陽

#### TOKYO

〒100-8222 東京都千代田区丸の内 2-6-1  
丸の内パークビルディング  
TEL : 03-5220-1839  
FAX : 03-5220-1739  
✉ [tokyo-sec@mhm-global.com](mailto:tokyo-sec@mhm-global.com)

#### SHANGHAI

上海市浦東新区陸家嘴環路 1000 号  
恒生銀行大廈 6 階 200120  
TEL : +86-21-6841-2500  
FAX : +86-21-6841-2811  
✉ [shanghai@mhm-global.com](mailto:shanghai@mhm-global.com)

#### BEIJING

北京市朝陽区東三環北路 5 号  
北京發展大廈 316 号室 100004  
TEL : +86-10-6590-9292  
FAX : +86-10-6590-9290  
✉ [beijing@mhm-global.com](mailto:beijing@mhm-global.com)